

補助金交付申請の手引き

第1 事業の概要

1 事業の概要

鎌ケ谷市空家等リフォーム推進事業は、居住環境の整備改善を推進するため、鎌ケ谷市空き家バンクに登録されている空家等（以下「登録空家等」という。）をリフォームし、本市への移住若しくは定住又は地域交流拠点として活用する事業に対して、リフォームに対する経費の一部を補助する制度です。

2 補助の対象となる事業

登録空家等に居住し地域の活動等に参加するよう努めること及び地域交流拠点として活用することを目的として行うリフォームで次に掲げるいずれにも該当する事業です。

- (1) 登録空家等が昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工されたもの
- (2) 登録空家等が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に基づく耐震性能を有するものに限る。）
- (3) リフォームが完了した登録空家等を 1 年以内に本市への移住用又は定住用の住宅及び地域交流拠点として 10 年以上活用するもの
- (4) 登録空家等がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- (5) 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有する個人事業者が行うリフォームであるもの

3 補助金の交付を受けることができる方

鎌ヶ谷市空き家バンクに利用登録された方（法人等の場合にあつては、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除きます。）

※市税を滞納している場合や所有権以外の権利が設定されている場合などは対象外

4 補助対象事業経費

登録空家等のリフォームに要する費用が対象となります。

リフォームとは、建築物の性能を維持し、又は向上させるために行う増築、改築、修繕、模様替え等の工事をいいます。

5 補助額

補助対象事業経費の3分の2かつ上限100万円

（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 申請の受付け期間

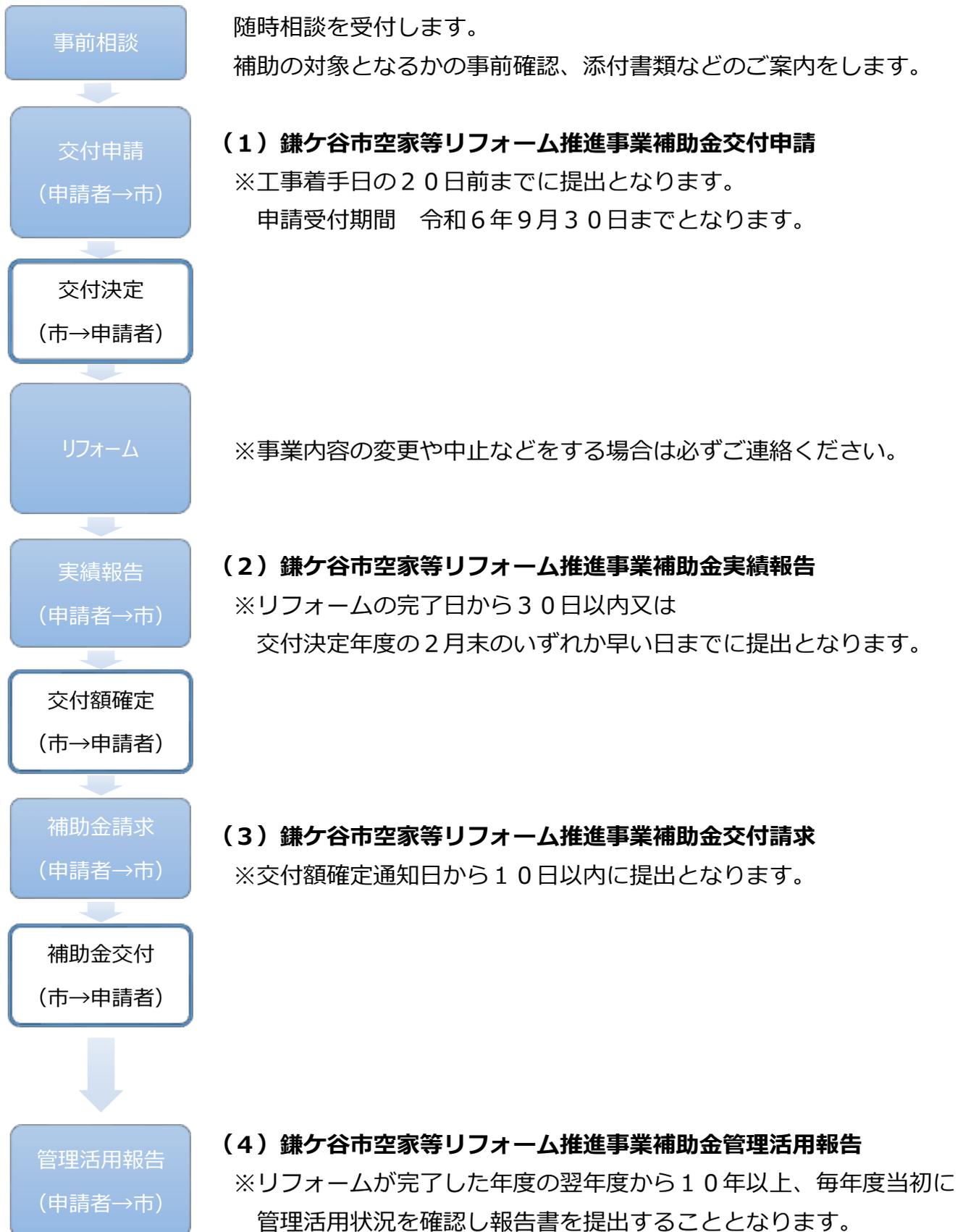
令和6年度の受付けは、令和6年9月30日までとなります。

7 その他

- （1） 偽りその他不正の手段等により補助金の交付を受けたときは、その全額又は一部を返還していただくことがあります。
- （2） リフォームが完了した登録空家等を補助対象事業に活用していることを、リフォームが完了した年度の翌年度から起算して10年間、毎年度当初に管理活用状況を確認し市へ報告書を提出することとなります。
- （3） 必要に応じて登録空家等に立ち入り状況を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

第2 補助金の交付申請をする場合の流れ

1 手続きの流れ



2 提出書類

(1) 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金交付申請

- ア 登録空家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - イ 登録空家等の位置を表示した地図
 - ウ 補助対象事業経費の見積書（内訳の詳細の分かるものに限る。）の写し
 - エ 補助対象事業を行う事業者の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可証の写し
 - オ 登録空家等の現況の写真
 - カ 登録空家等の建物の全部事項証明書（未登記の場合にあっては、家屋課税台帳の写し）
 - キ 登録空家等が立地する土地の全部事項証明書
 - ク リフォームの工事計画書
 - ケ リフォーム後の登録空家等を本市への移住用又は定住用の住宅として10年以上活用する場合にあっては、誓約する書類
 - コ リフォーム後の登録空家等を地域交流拠点として10年以上活用する場合にあっては、契約書の写し
 - サ 申請の日が属する年度の前年度の市税の納税証明書
 - シ 利用登録者以外の所有者等がいる場合にあつては、それぞれ必要となる同意書
- ※ この他にも補助要件等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金実績報告

- ア 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）
 - イ リフォームの工事請負契約書の写し
 - ウ 補助対象事業経費に係る請求書及び領収書の写し
 - エ リフォームの施工前、施工中及び施工後の写真
 - オ リフォームに伴い発生した廃棄物処理に関する処分報告書
- ※ この他にも実績報告等確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金交付請求

鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）

(4) 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金管理活用報告

鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業補助金管理活用報告書（別記第9号様式）

第3 鎌ヶ谷市空家等リフォーム推進事業の相談窓口

問い合わせ先

鎌ヶ谷市 都市建設部 建築住宅課 住宅係

電話番号 047-445-1141（内線498）

047-445-1472（直通）

F A X 047-445-1400